

傍 聴 要 領

愛媛県障がい者施策推進協議会

〔平成14年11月6日制定〕

愛媛県障がい者自立支援協議会

〔平成19年11月2日制定〕

1 会議での受付及び手続

会議の傍聴の許可を受けた方は、3月23日（水曜日）午後1時00分（会議の開催予定時刻）までに、傍聴会場（本館ドーム会議室）内の受付で氏名及び住所等を記入の上、事務局の係員の指示に従って会議の会場に入室してください。

（受付開始は3月23日（水曜日）午後0時30分からです。）

2 会議を傍聴するに当たって守るべき事項

会議を傍聴する方は、次の事項を守ってください。

- (1) 会議の開催中は、静粛に傍聴することとし、会議における言論等に対して拍手その他の方法により公然と可否を表明したり、威圧的行為等を行ったりしないこと。
- (2) 会場において、飲食又は喫煙をしないこと。
- (3) 会場において、写真、ビデオ等を撮影し、又は録音等をしないこと。ただし、会長の許可を得た場合は、この限りでない。
- (4) その他会議の秩序を乱し、又は審議等の支障となる行為をしないこと。

3 会議の秩序の維持

- (1) 会議を傍聴する方は、事務局の係員の指示に従ってください。
- (2) 会議を傍聴する方が、2の規定に違反する場合は、注意し、なおこれに従わないときは、退場していただく場合があります。